

法令改正説明会での質疑応答

番号	質疑	応答
1 ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等		
①	会社等から使用目的を聞かされずガソリン購入に訪れた法人顧客に対しては、どのように対応すべきか。	販売をお断りしてください。 ガソリンの使用目的を、会社等に確認をするよう依頼し、明らかとなった場合には販売することができます。
②	1日当たり指定数量以上のガソリン詰替え販売を想定している場合、過去のガソリン詰替え販売量がわかる書類を提出する必要があるか。	必要ありません。 過去のガソリン詰替え販売量によって、指定数量以上のガソリン詰替え販売の可否を判断することはありません。
③	1人の顧客が1日に複数回来店し、合計すると指定数量を超える量のガソリンを購入しようとした場合はどのように対応すべきか。	顧客ごとに1日の販売量を合算するため、1日の総販売量200Lを超える販売はできません。
④	顧客の本人確認の際、社員証の提示がない場合はどのように対応すべきか。	運転免許証等で確認する必要があります。
⑤	クレジットカードで本人確認することは可能か。	カード情報により氏名、住所を確認することができる場合は可能です。
⑥	ガソリン詰替え販売記録表の『本人確認の方法』と『使用目的』の項目は、事業所の判断で、削除してよいか。	最低限の内容を記載しているため、削除せず使用してください。
⑦	資料の中で、法人向けクレジットカードの提示で運転免許証の提示を省略できるとあるが、自社発行の法人カードでない場合、カードに登録された名前以外の情報は不明だが、どのように対応すべきか。	必要な情報を確認できないのであれば、運転免許証等で確認してください。
⑧	販売記録表の管理は、日単位と月単位のどちらか。	月単位をお願いします。
⑨	法人の顧客が購入に訪れた場合も、『販売記録表』に使用目的は記載すべきか。	記載する必要があります。なお、法人顧客の場合は個人名を省略し、会社名のみ記載で問題ありません。
2 給油取扱所における屋外での物品販売等		
①	物品販売について、具体的に建築物からのくらい離れた場所までなら商品販売、物品展示が可能か。	事業所ごとに形状が異なるため、個別に相談してください。